

認定別の保育料について

※原則、夫婦2人の所得によって算定されますが、同居の祖父母等の所得も計算される場合があります

※(1・2号認定)保育料は無償です。第3子以降の場合、副食費も無償となります。

※(3号認定)同一世帯から2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園等に入所または利用している場合、最年長の子どもから順に2人目の保育料は半額、3人目以降は無料となります

学校法人鷹寺学園 R4

「子どものための教育・保育給付」 1号認定・2号認定 保育料 無償です

・給食費が別途かかります。(1号認定:4,500円 / 2号認定 5,000円)

・下記のような階層の場合、射水市では副食費が無償です。

・射水市民で、第三子の場合は副食費は無償です。(市町村により制度が異なります)

《表1》

階層		区分	
1		生活保護世帯	副食費無償
2	1	市町村民税 非課税世帯	副食費無償
	2	市町村民税 均等割額のみ	副食費無償

「子どものための教育・保育給付」が 1号認定で、

「子育てのための施設等利用給付」が 2号認定・3号認定 の場合

●「子育てのための施設等利用給付」の保育の必要性の認定基準に当てはまる場合に、認められます

●満3歳児は、認定基準に当てはまり、生活保護、住民税非課税世帯に限り、「施設等利用給付」3号認定が認められます

●上記の認定を受けた場合、預かり保育の無償化の対象となります

●預かり保育料の償還方法は市町村により異なります。射水市在住の方は償還手続きは必要ありません。

●給食費・おやつ代は対象外です

《表2》

	満3歳児	3歳以上児
保育料	無償	無償
預り保育料	住民税非課税世帯に限り 「施設等利用給付」の 3号認定 月上限 1. 63万円まで償還 ※1日の上限450円	「施設等利用給付」の 2号認定を受けた場合 月上限 1. 13万円まで償還 ※1日の上限450円

「子どものための教育・保育給付」 1・2号認定 保育料 無償の範囲と預かり保育料

《表3》

	1号認定	(1号認定) 「施設等」2号・3号	2号認定 標準時間	2号認定 短時間
保育料 無償化 対象時間	あおい幼稚園・第三あおい幼稚園		あおい幼稚園・第三あおい幼稚園	
	8:00～15:00		7:30～18:30	8:31～16:30
	※土曜日は対象外 ※夏・年末年始・春休みは対象外		※土曜日も対象 ※夏・年末年始・春休みも対象	
	太閤山あおい園		太閤山あおい園	
	8:00～15:00		7:00～18:00	8:31～16:30
	※土曜日は対象外 ※夏・年末年始・春休みは対象外		※土曜日も対象 ※夏・年末年始・春休みも対象	
預り保育料	利用分は個人負担	表2の上限まで 無償	利用分は個人負担	利用分は個人負担

「子どものための教育・保育給付」 3号認定保育料(8階層・19区分)

・給食費を含む額です

《表4》

階層	区分	3号認定(月額)	
		標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0	0
2	市町村民税 非課税世帯	0	0
3	1 市町村民税 均等割額のみ	4,500	4,400
	2 市町村民税所得割額 24,300円未満	5,500	5,400
	3 市町村民税所得割額 24,300円以上48,600円未満	6,500	6,350
4	1 市町村民税所得割額 48,600円以上57,700円未満	8,000	7,850
		16,000	15,700
	2 市町村民税所得割額 59,000円以上79,000円未満	17,000	16,700
		22,000	21,600
	3 市町村民税所得割額 79,000円以上97,000円未満	26,000	25,500
		29,000	28,500
5	1 市町村民税所得割額 97,000円以上115,000円未満	31,000	30,400
	2 市町村民税所得割額 115,000円以上133,000円未満	33,000	32,400
	3 市町村民税所得割額 133,000円以上151,000円未満	36,000	35,300
	4 市町村民税所得割額 151,000円以上169,000円未満	38,000	37,300
6	1 市町村民税所得割額 169,000円以上187,000円未満	40,000	39,300
	2 市町村民税所得割額 187,000円以上244,000円未満	42,000	41,200
	3 市町村民税所得割額 244,000円以上301,000円未満	44,000	43,200
7	1 市町村民税所得割額 301,000円以上334,000円未満	46,000	45,200
	2 市町村民税所得割額 334,000円以上397,000円未満		
8	市町村民税所得割額 397,000円以上		